みよし広域連合公告第５号

公募型プロポーザルの実施について（公告）

みよし広域連合において、下記のとおり「三好市・東みよし町指定ごみ袋の製造及び納入等事業受託」に係る公募型プロポーザルを実施しますので、参加を希望される方は下記に基づきご応募ください。

令和８年１１月１３日

みよし広域連合長　高　井　美　穂

１．業務概要

(1) 業務名

三好市・東みよし町指定ごみ袋の製造及び納入等事業

(2) 業務内容

三好市・東みよし町指定ごみ袋８種を製造し、みよし広域連合が指定する販売店まで配送・納入等を行う。

※　詳細は「【三好市・東みよし町指定ごみ袋の製造及び納入等事業】発注仕様書」による。

(3) 履行期間

令和９年６月１日から令和１２年５月３１日まで。

ただし、令和９年６月１日から新しいごみ袋を順次配送できるよう、製造その他の準備は契約締結日以降から行うこと。

(4) 業務場所

みよし広域連合が指定する三好市・東みよし町全域の販売店

２．参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の条件を全て満たすものとする。

（１）基準日時点において、令和８・９年度みよし広域連合一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿に登録された者であること。ただし、入札参加資格業者名簿に登録されていない場合は、今回の業務においてのみ、（ア）～（ウ）の書類一

式を参加表明書と同時に提出することで応募資格があるものとみなす。

（ア）履歴事項全部証明書（法務局が発行したものであること。）

（イ）印鑑登録証明書の写し

（ウ）直近年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、地方法人税、法人都道府県民税、法人税、市町村税、固定資産税、の未納がないことの証明書の写しまたは納税証明書の写し

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

（４）公募開始日から契約締結日までの間にみよし広域連合及び三好市、東みよし町から指名停止を受けていないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号の規定に該当しない者であること。

（６）国税及び地方税の滞納がないこと。

（７）過去５年において、他公共機関における製造及び配送・納入事業の実績を有すること。

３．その他

別添の「三好市・東みよし町指定ごみ袋の製造及び納入等事業　公募型プロポーザル実施要領」による。

三好市・東みよし町指定ごみ袋の製造及び納入等事業公募型プロポーザル実施要領、各種様式は、みよし広域連合ホームページ入札情報に掲載。

４．担当課

みよし広域連合　清掃センター

７７８－００３２　徳島県三好市池田町西山登リ尾１３４８番地６７

みよし広域連合　清掃センター

担 当：竹平

T E L：0883-72-0006　FAX：0883-72-6832

e-mail：seisou@union.miyoshikouiki.lg.jp